平成 24 年 5 月 11 日

各　　位

会 社 名　千代田化工建設株式会社
代表者名　代表取締役社長 久保田 隆
（コード番号　6366　東証第１部）
問合せ先　　総務ﾕﾆｯﾄGM　山田幸雄
（TEL 045-506-7105）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 24 年 6 月 26 日開催予定の当社 2011 年度定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1) 当社は、本社を横浜市西区のビルに移転しますので、「横浜市鶴見区」としている本店所在地の記載（定款第３条）から、任意に記載していた「鶴見区」の文言を削除するものであります。

(2) 当社は、1999 年１月 29 日開催の臨時株主総会において、「財務状況改善のため普通株式と優先株式による第三者割当増資を計画していますので、それに備えるため」として、優先株式に関する規定を導入しましたが、実際には、優先株式を発行することなく、現在に至っています。現在は、当時とは財務状況も変わり、優先株式を発行する必要性はなくなっており、また、優先株の発行条件（払込金額他）が現在適切と考えられるものから乖離してきておりますので、第６条（発行可能株式総数）及び第８条（単元株式数）の優先株式に関する部分並びに第３章優先株式(第 12 条～第 18 条)の全部及び第 25 条（種類株主総会）を削除するものであります。

(3) 上記変更に伴い、条数等の繰り上げ調整を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第２条（省略）	第１条～第２条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第３条 本会社は、本店を神奈川県横浜市鶴見区に置く。	第３条 本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。
第４条～第５条　（省略）	第４条～第５条　（現行どおり）
（発行可能株式総数）	（発行可能株式総数）
第６条 本会社の発行可能株式総数は、６億５千万株とし、このうち５億７千万株は普通株式、８千万株は優先株式とする。	第６条 本会社の発行可能株式総数は、５億７千万株とする。
第７条（省略）	第７条（省略）
（単元株式数）	（単元株式数）
第８条 本会社の単元株式数は、普通株式および優先株式のいずれについても 1,000 株とする。	第８条 本会社の単元株式数は、1,000 株とする。
第９条～第 11 条　（省略）	第９条～第 11 条　（現行どおり）
第３章 優 先 株 式	（削除）
（優先配当金）	（削除）
第 12 条 本会社は、剰余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、優先株式１株につき年 30 円を限度として、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金（以下優先配当金という。）を配当する。	
ある事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。	
優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。	
（残余財産の分配）	（削除）
第 13 条 本会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき 400 円（ただし、１株の払込金額が 400 円を下回るときは払込金額とする。）を支払う。	
優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項の他、残余財産の分配は行わない。	
（議決権）	（削除）
第 14 条 優先株主は、法令に別段の定めがあるときを除き、株主総会において議決権を有しない。	

現　行　定　款	変　更　案
（優先株式の取得） 第 15 条 本会社は、本会社が定める日に、優先株式の全部または一部を取得することができる。 本会社は、優先株式１株を取得するのと引換えに優先 株式１株の払込金額相当額の現金を交付するものとする。 一部取得するときは、按分比例の方法により行う。	（削除）
（普通株式の引換え交付請求） 第 16 条 優先株主は、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換（本会社が優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することをいう。）を請求することができる期間中、当該決議で定める転換の条件により優先株式の本会社の普通株式への転換を請求することができる。	（削除）
（株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利の付与等） 第 17 条 本会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。 本会社は、優先株主には募集株式の割当を受ける権利または募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。	（削除）
（除斥期間） 第 18 条 第 42 条の規定は、優先配当金についてこれを準用する。	（削除）
第４章 株 主 総 会 第 19 条 ～第 24 条 （省略） （種類株主総会） 第 25 条 種類株主総会は、取締役社長がその議長となる。取締役社長事故あるときは、取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 第 24 条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	第３章 株 主 総 会 第 12 条～第 17 条 （現行どおり） （削除）
第５章 取締役、取締役会および執行役員 第 26 条 ～第 35 条 （省略）	第４章 取締役、取締役会および執行役員 第 18 条～第 27 条 （現行どおり）
第６章 監査役および監査役会 第 36 条～第 41 条 （省略）	第５章 監査役および監査役会 第 28 条～第 33 条 （現行どおり）
第７章 計 算 第 42 条～第 44 条 （省略）	第６章 計 算 第 34 条～第 36 条 （現行どおり）

以　上